

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和5年6月30日
条例第24号

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「命令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 指定障害福祉サービス事業者の指定に係る法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定については、この限りでない。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条まで及び附則第2項に定めるもののほか、命令に定める基準（命令附則第7条から第11条までに定める基準を除く。）の例による。

（非常災害対策）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる命令第70条第1項（命令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

（サービスの提供）

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる命令第122条第2項（命令第125条の4において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「適切な方法により」とあるのは、「適切な方法により、1週間に2回以上」とする。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第7条 第4条の規定によりその例によることとされる命令第132条第1項の規定の適用については、同項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）」とあるのは「船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第64号）」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

生労働省令第177号」とあるのは「船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第67号）」とする。

（共同生活援助の設備）

第8条 指定共同生活援助（命令第207条に規定する指定共同生活援助をいう。）に係る共同生活住居（命令第124条第2号に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設、通所により主として日中においてサービスを提供する事業所（以下「通所事業所」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める通所事業所にあつては、この限りでない。

2 共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この項及び附則第2項において同じ。）は、その入居定員を2人以上10人以下とし、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合においても、その入居定員の総数は、2人以上10人（市長が必要があると認める場合にあつては、20人）以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下とすることができる。

3 第4条の規定によりその例によることとされる命令第213条の16の規定の適用については、同条中「第210条」とあるのは、「第210条（第1項、第4項及び第5項を除く。）並びに船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第8条第1項及び第2項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年4月1日において現に存する共同生活住居（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第8条第2項の規定の適用については、同項中「認める場合にあつては、20人」とあるのは、「認める場合にあつては、30人」とする。

（船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

3 船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略